

令和5年10月31日

一宮市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市教育長 高 橋 信 哉

一宮市教委規則第5号

一宮市学校給食共同調理場設置条例施行規則の一部を改正する規則

一宮市学校給食共同調理場設置条例施行規則(昭和51年一宮市教委規則第5号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(対象校) 第3条 各調理場の対象とする _____ 学校は、別表に定めるとおり _____ とする。 別表(第3条関係) 【別記 参照】	(対象校) 第3条 各調理場の対象とすることのできる学校は、一宮市立学校設置条例(昭和39年一宮市条例第2号)別表第1及び別表第2に定める学校とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

南部学校給食共同調理場			北部学校給食共同調理場		
小学校		中学校	小学校		中学校
大志	萩原	南部	宮西	末広	北部
向山	中島	西成	貴船	今伊勢西	中部
西成	千秋	丹陽	神山	葉栗北	葉栗
赤見	千秋南	大和	葉栗	浅井中	浅井
浅野	富士	萩原	瀬部		北方
丹陽	西成東	千秋	浅井南		今伊勢
丹陽西	大和南	西成東部	浅井北		奥
丹陽南	千秋東	大和南	北方		
大和東			今伊勢		
大和西			奥		

付 則

この規則は、公布の日から施行する。